

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称)(案)骨子

意見募集期間 : 平成 27 年 1 月 20 日～平成 27 年 2 月 9 日まで

意見等の提出件数 : 143 件(73 名)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
目的、条例全般	自転車利用者への対策が主であると感じる。道路を利用する全ての人、自転車が車両であることを認識する必要がある。日本国内における自転車文化を高めることこそが自転車の安全で適正な利用の促進につながると考えており、サイクルイベントや自転車競技へ、企業、行政の協賛や支援が有効と考えている。	1	【一部対応済みです】 条例では、県民、事業者及び交通安全団体の役割や県、市町の責務を定め、それぞれが協働して交通安全教育・啓発を行うことを規定しており、自転車が車両であることを含めた交通ルールの徹底を進めていくこととしています。サイクルイベント等へ協賛などのご提案は、今後の施策の参考とします。
	自転車の安全対策といえば、自転車側のマナーの問題ばかりが言われるが、車の乱暴な運転、車道脇を埋め尽くす路上駐車、これらの対策がおざなりになっていないか？路上駐車取締りの徹底をはじめとした総合的な対策として行ってほしい。	1	【対応済みです】 条例では、県は自転車の安全適正利用に関する総合的な施策を進めていくこととしており、ルールやマナー等を学ぶ交通安全教育・啓発の実施だけでなく、交通事故に直結する違反や迷惑性の高い駐車違反等に重点をおいた指導取締りなどについても実施していきます。
	自転車利用者は、「たかが自転車」と考え、交通手段としての認識が不十分であり、条例化しても守らない人が多いのではないか。	2	【対応済みです】 条例では、自転車が車両であることを含めた交通ルールの徹底を進めるなど、自転車の安全適正利用を県民運動として取り組んでいくこととします。
	条例制定に賛成 ・安全・安心県にふさわしく、自転車保険加入を義務としている。 ・自転車保険への加入義務づけは、事故に対する意識が高くなり、事故を減少するきっかけになる。また、保護者が保険に入ること、未成年者にも事故に対する意識が高まる。 ・自転車小売業者等に保険加入の有	3 3	【対応済みです】 条例を制定し、県民、事業者、団体、行政等が互いに連携し、県民運動として地域ぐるみで安全利用や保険加入の促進など自転車の安全で安心な利用を進めていきます。

	<p>無の確認等の一定の役割を担ってもらっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全県民運動の各分野の総力を挙げた推進体制になっている。 安全教育（マナーの向上、事故に合わないための知識の習得等）を実施することは重要である。 環境づくりの実施は是非してほしい。 自転車の交通事故減少に有効である。 		
各主体の役割等	<p>高齢者は、自治会や老人会などの活動の中で、幼児や小学生は地域での通学の見守り活動等の中で、取り組みが強化されるよう行政の支援が必要である。</p>	1	<p>【対応済みです】</p> <p>条例では、地域ぐるみ、家庭ぐるみで自転車の安全適正利用に関する運動に取り組み、県はその運動を支援するため、情報の提供などを行うこととしています。</p>
	<p>自転車の安全で適正な利用のためには、市町の役割を明記する必要がある。</p>	1	<p>【反映しました】</p> <p>条例第6条に、市町の区域の状況に応じた自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策定することなど、市町の責務を規定しました。</p>
自転車交通安全教育等	<p>自転車による交通事故（交通違反）は自動車と同じように法律が適用されることの周知を徹底し、利用者の意識の向上を図る必要がある。</p>	7	<p>【対応済みです】</p> <p>条例では、県のほか家庭、学校、企業等がそれぞれの立場で交通安全教育・啓発を行うこととしており、その中で自転車が車両であることを含めた交通ルールを徹底し、交通安全意識を向上させていきます。</p>
	<p>講習等を受講した自転車利用者には、ステッカー等を交付して自転車に貼らせたり、手帳（受講日を記入）を交付して利用時携行させることなどが必要である。</p>	2	<p>【今後の施策の参考とします】</p> <p>自転車安全講習の受講者に免許証や修了証を配布し、自転車のルール・マナーの徹底、交通安全意識の高揚等を図る事業を実施しており、ご提案については、今後、さらに受講を促していくための施策の参考とします。</p>
	<p>学校が子ども、特に自転車通学者に、交通ルール、事故の原因、被害の大きさ、自転車保険加入の必要性等についての安全教育を継続して行う必要がある。</p>	1	<p>【対応済みです】</p> <p>条例では、小学校、中学校、高等学校から大学等に至るまで、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全適正利用について必要な教育を行う</p>

		こととしており、交通ルール・マナーの徹底等を図っていきます。
自転車の安全教育を義務教育の必須項目として授業の一環で実施することが必要である。	3	【一部対応済みです】 条例では、小学校、中学校等の長は、児童又は生徒等に対し、必要な教育を行うこととし、交通ルール・マナーの徹底等を進めていきますが、実施の方法については、各学校の実情に応じて行うこととなります。
公道デビュー前の幼稚園、小学校入学時にまず安全教室等を実施し、高校生までは実施する必要がある。	3	【一部対応済みです】 条例では、小学校、中学校、高等学校から大学等に至るまで、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全適正利用について必要な教育を行うこととしていますが、幼稚園については、今後、園児の自転車利用の実態等を踏まえて対応することとします。
安全教室等の内容等の充実を図る必要がある。 ・学年ごとにプログラムを変更する。 ・事故を起こしたときの怖さや賠償額等を映像を通じてインプットさせる。 ・保護者と子どもと一緒に受講する。 ・判例などを示しながら自転車が加害者になること認識させる。 ・もっと身近なところで行う。	5	【一部対応済みです】 条例では、県のほか、保護者、学校の長、事業者など社会ぐるみで自転車交通安全教育に取り組んでいくことを規定しています。年齢に応じた教育内容による乗り方やルールの教養、更には、スタントマンによる交通事故の再現、自転車シミュレーターの活用等を保護者も同席のうえ、実施に努めていますが、ご提案のあった内容については、交通安全教育を効果的に進めていくために参考とします。
警察官等による街頭の交通安全指導等を大都市だけでなく、小さな市町で実施してほしい。	1	【対応済みです】 通学、下校時を含め、県全域で警察、市町等の関係機関・団体が連携して、交通安全指導などが実施されています。
マナー強化日をつくり、交通指導、取締りを強化する。	1	【今後の施策の参考とします】 交通安全を推進する日については、「交通安全意識を高める日」などが設定されており、自転車の安全適正利用を促進する手法として今後の

			施策の参考とします。
	警察と連携した指導や、保護者にも理解を求め、各家庭が責任をもって対処できるような取組が必要である。	1	【対応済みです】 条例では、県民、事業者、団体、行政等が互いに連携し、地域ぐるみ、家庭ぐるみで自転車の安全適正利用に関する運動に取り組んでいくこととしており、学校等を通じた保護者への啓発、交通安全情報の提供を実施していきます。
	大人、高齢者でマナーの悪い人がいるので、家族ぐるみ、地域ぐるみで安全教育をすることが必要である。	2	【対応済みです】 同上。
	生徒（高校生）に対してヘルメットの必要性を教育することが必要である。	1	【対応済みです】 条例では、高等学校等の長は、その生徒に対し、自転車の安全適正利用について必要な教育を行うこととしています。
自転車の安全適正利用	どの方向から見ても分かる反射材をつけることを義務化する必要がある。	2	【一部対応済みです】 条例では、夜間走行時の後部反射器材の装着については、道路交通法等にあわせ、義務としており、車輪側面の反射器材の装着についても、努めることとしています。
	自転車にバックミラーや簡単な方向指示器をつける。意識向上にも効果がある。	2	【今後の施策の参考とします】 ご提案については、今後の安全適正利用を促進するうえでの参考とします。
	自転車利用者全員にヘルメットの着用を求めるべきである。	1	【今後の施策の参考とします】 この条例では、道路交通法の規定を踏まえ、幼児、児童は、自分自身で頭部を守る能力が低いことなどから、保護者が幼児、児童に乗車用ヘルメットを着用させることとしています。
	ヘルメット等の買い換えについての助成などがあればよい。	1	【今後の施策の参考とします】 車輪側面等に装着する反射器材については、自転車販売店や関係機関・団体と連携して、提供等普及に努めていきます。ヘルメット購入時の支援等については、今後の施策の参考とします。

	小学生にヘルメットの着用を勧めてほしい。	1	【対応済みです】 条例では、道路交通法にあわせ、保護者は幼児又は児童に乗車用ヘルメットを着用させることとしています。
	前照灯、反射器材・尾灯、車両の側面に反射器材の装着等をしていない者へ罰則を厳しくすべきである。	2	【一部対応済みです】 道路交通法等において、夜間の前照灯、尾灯の点灯（又は後部反射器材の装着）について罰則付きで規定されており、法令より厳しい罰則の適用は困難と考えます。
自転車の点検・整備	自転車にも定期点検を実施してほしい。	1	【一部対応済みです】 この条例では、自転車利用者は、利用する自転車について、必要な点検・整備を行うこととしており、定期的に自転車安全整備店などで点検や整備をしてもらうことも想定しています。
	高校などで10月頃に自転車の点検をとり入れ、ライトのチェックをするとよい。	1	【一部対応済みです】 条例では、自転車利用者等が必要な点検・整備を実施することを規定しています。交通安全教育の機会などにより進めていきます。
自転車損害賠償保険等の加入等	自転車販売店が保険の代理店となつて、自転車購入時に盗難保険とセットで自転車保険への加入手続きができる（加入させる）仕組みが必要である。 （加入させない自転車販売店に罰則を設ける。）	5	【対応困難です】 全ての自転車販売店において、保険代理店の登録を受けるのは本来業務の関係からも難しいと考えられます。ただ、自転車販売店で、保険加入を案内できるシステムづくりは参考とします。
	リーズナブルな保険料で70代～80代の高齢者も加入できる、また、子ども向けの割安な保険を作ることが必要である。	2	【一部対応済みです】 保険加入の義務化に基づく加入の促進を図るため、低額で補償が厚く、加入しやすい保険の開発について、関係団体を通じて、保険会社に依頼を行っており、募集に向けた準備を進めています。
	自転車と歩行者の事故が増えているといっても、全体からすればほんの一部でしかなく、特に、幼少の子どもたちは、事故を起こすよりも事故に遭う可能性が多いことか	3	【対応困難です】 子どもの自転車乗車中の交通事故を見ると小学校に入学する6才頃から発生する特徴が見られ、その事故の原因が自転車側にある事故も少な

<p>ら、保険の加入は義務ではなく、本人や保護者の責任のもと判断すればよい。</p>		<p>くありません。こうした事故への備えとして、保護者に保険の加入を義務づけていきます。</p>
<p>相手や自分自身を守るための大切さを考えられるようにするための啓発、教育を行うことが保険の加入者を増やすうえで重要である。事故の例示や高額事故の判例紹介などは効果的と思う。</p>	4	<p>【対応済みです】 条例では、県は、交通安全団体、保険会社等と相互に連携・協力して高額な損害賠償事例などを紹介した保険に関する情報を提供するようにしていきます。</p>
<p>65才以上の高齢者に傷害保険への加入を義務づける。</p>	1	<p>【対応困難です】 保険加入義務化の趣旨は、歩行者と自転車との交通事故が増加し、高額な賠償請求事案も発生していることから、被害者救済に加え、加害者の経済的支援のため、加入を促進するものであり、傷害保険への加入は、本人や家族の責任のもとご判断いただきますようお願いいたします。</p>
<p>自賠責保険のような制度を創設し、保険の強制加入が必要である。</p>	3	<p>【対応困難です】 自賠責保険のような制度を自転車に適用するためには、自動車のような登録制度を設け、全ての自転車を把握する必要があるなど多くの課題があり、現段階では導入困難であり、既存の保険の加入を促進していきます。</p>
<p>盗難防止等のシールのように保険加入が明確になることが必要である。</p>	1	<p>【一部対応済みです】 自転車保険のうち、車体にかかる保険（TSマーク付帯保険）は加入証明として車体にシールを貼付していますが、人にかける保険は保険証券が加入証明となっているので、証明としての対応は難しいと考えます。保険加入の意識の向上のため、シールの貼付を検討していきます。</p>
<p>保険未加入者には罰則を科すべきである。罰則がなく、取り締りもなければ「義務」にしても意味がなく、加入者も増えないと思われるので、保険加入は任意にすべきである。</p>	3	<p>【対応困難です】 県としては、事故情勢などから、事故への備えとして、加入促進を徹底し、被害者の救済などを図るため、「義務」としました。罰則を設けることは、現状からは困難ですが、利用者に必要性を認識していただき、</p>

			義務として加入の促進を図っていきます。
	保護者にも自転車保険の重要性を周知する機会が必要である。	1	【対応済みです】 県が行う自転車の安全適正利用に関する交通安全教育で、自転車保険に関する内容を周知していきます。
	駐輪場業者にも保険加入について協力を求めるとよい。	1	【今後の施策の参考とします】 駐輪場業者も自転車利用者と接する機会が多いことなどから、今後の施策の参考とします。
	自転車保険の義務化は国で行うべきであり、県で義務化することは難しい。まずは努力義務とし、加入状況を見ながら、国への働きかけと共に、次の段階で、改めて義務化を議論すべきである。	1	【対応困難です】 県が設置した有識者などで構成する「自転車の安全で適正な利用に関する検討委員会」で議論し、その提言においても、罰則をつけず自転車保険への加入を義務づけることの効果が期待されると述べられています。また、国に対しては、「自転車保険への加入を義務づける制度の創設」を要望しており、引き続き要望していきます。
	わざわざ自転車だけに保険を掛けるのではなく、国や団体を巻き込んで自転車保険の付帯促進を行うべきである。	1	【対応済みです】 義務化の対象となる保険には、既存の火災保険や生命保険等に付帯する個人賠償責任保険、車体にかかるTS マーク付帯保険なども含まれており、自転車販売店、関係機関・団体と連携して加入を促進していきます。
	自転車貸付業者における保険加入の有無の確認の義務化については、利便性の問題や自転車借受者が事故を起こしたときの事業者の責任の所在などについて不明確なところがあるので再考してほしい。	2	【対応困難です】 自転車保険の加入の必要性について、理解と協力を求めています。
	保険に入っていると、自転車購入時に割引があったり、安全運転のDVDを配布したりすれば加入促進につながると思う。	1	【今後の施策の参考とします】 義務化し、加入の促進を図っていくため、今後の施策の参考とします。
環境づくりの実施	自転車専用道路、自転車専用レーン、自転車通学用道路の整備に力をいれてもらいたい。	5	【反映しました】 条例第16条で、「自転車道、自転車レーン等の整備に努める」と規定

			することとしており、引き続き、自転車の通行環境の整備を推進していきます。
	ハード部分の整備(自転車専用レーンの整備等)の規定が抽象的だと条例の効果が高まっていけない。	1	【反映しました】 条例第16条で、「自転車道、自転車レーン等の整備に努める」と規定することとしており、引き続き、自転車の通行環境の整備を推進していきます。
	放置自転車、不法駐車規制を条例に盛り込めないか?	2	【一部反映しました】 条例第16条で、「市町等が行う放置されている自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるものとする」と規定し、市町、民間事業者等と連携して自転車等の通行環境の整備を推進していきます。
	公共の駐輪スペースを多くしてほしい。	1	【一部反映しました】 同上。
その他	自転車の交通違反(無灯火、不法駐車、整備不良)への取締り(警告)を強化すべきである(民間委託の活用、巡視員の設置)。	14	【一部対応済みです】 自転車利用者の交通違反に対する交通指導取締りについては、指導警告を原則としつつも、悪質・危険な違反者に対しては、積極的な検挙措置を講じています。また、道路交通法の一部改正により、平成27年6月1日から、悪質な自転車運転者に対して安全講習を義務化することとなっています。
	自転車の交通違反に、交通キップの導入、反則金の徴収、自動車運転免許証の減点等の処罰が必要である。	3	【対応困難です】 自転車の違反は、反則通告制度に該当しませんが、悪質な自転車違反者に対しては、交通切符を活用して検挙措置を講じています。 また、一定の違反を繰り返す悪質な自転車運転者に対しては、平成27年6月1日から講習受講が義務付けられ、この運用により危険な運転の防止を図っていくこととします。
	自転車の交通違反者に違反講習及び教習を受講させるべきである。	1	【一部対応済みです】 同上。
	70才以上の高齢利用者は免許制	2	【対応困難です】

<p>にし、講習会（毎年）を実施すべきである。</p>		<p>自動車運転免許のような制度を自転車に適用するには、国の法令との整合性、実施体制の整備など課題があり、現時点で実施は困難であり、自転車安全講習の受講者に修了証を配布し、自転車のルール・マナーの徹底、交通安全意識の高揚等を図る事業を推進していきます。</p>
<p>学校、自治会等で定期的に講習を開催し、将来的には免許制度を導入すべきである。</p>	2	<p>【今後の施策の参考とします】 学校、市町、警察、交通安全団体等と連携した交通安全講習の実施を推進し、自転車のルール・マナーの徹底、交通安全意識の高揚等を図ることとし、免許制度については、国の法令との整合性、実施体制の整備など課題があることから、今後の自転車事故の状況、国の動向等を踏まえ、実施の必要性について検討することとします。</p>
<p>聴覚障害者が安全に通行できる方策の検討をお願いしたい。</p>	1	<p>【今後の施策の参考とします】 障害者への交通安全対策については、自転車交通安全教室などを通じて、自転車が歩道を通行する場合の通行方法等の交通ルールやマナーを徹底するなかで実施している。ご提案については、今後の施策の参考とします。</p>
<p>「高齢者向けに作られた一人乗り電動車両（シニアカー）」についての規定づくりを今後検討してほしい。</p>	1	<p>【今後の施策の参考とします】 電動車いすは、道路交通法上では、自転車ではなく、歩行者と見なされています。電動車いすの通行方法等の正しい交通ルールについては、高齢者交通安全教室などで実施しています。条例などの規定を設けることについては、今後の普及状況、事故の状況、国等の動向を踏まえ、必要性を検討することとします。</p>
<p>自転車事故は都市部が多いので、条例には地域差を設けてほしい。</p>	1	<p>【対応困難です】 この条例では、自転車の安全で適正な利用を県民運動として県全域で促進することを目的としています。</p>
<p>中古販売業者（リサイクル販売業</p>	3	<p>【対応済みです】</p>

	<p>者) を含め、条例を広く、わかりやすく周知することをお願いする。</p>	<p>リサイクル販売業者も含めた自転車販売店、学校、事業者、県民への啓発体制を整えるとともに、わかりやすい啓発資材を活用するなどして、条例の周知を行うこととしています。</p>
--	---	--